

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第10号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項の表(1)の項中「交通規制」の次に「（最高速度の交通規制が、令第11条及び令第27条第1項に定める最高速度を超える場合を除く。）」を加え、同項ア中「定める」の次に「お召自動車に係る」を加え、同項イ中「警護要則（平成6年国家公安委員会規則第18号）」を「警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）」に、「自動車警護列」を「警護対象者に係る自動車列」に改め、同表(5)の項ア中「車両」の次に「（最高速度の交通規制が、令第12条第3項及び令第27条第2項に定める速度以下の区間を通行する場合に限る。）」を加える。

第13条中「別記様式第14」を「別記様式第13の2」に改める。

第14条を次のように改める。

（是正措置命令）

第14条 法第74条の3第8項の規定により自動車の使用者に対し、是正のために必要な措置をとるべきことを命ずるときは、別記様式第14の命令書を交付して行うものとする。

別記様式第8の3中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

別記様式第14を別記様式第13の2とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第 号  
年 月 日

是 正 措 置 命 令 書

(自動車の使用者)

住 所

殿

埼玉県公安委員会 印

下記の理由により、自動車の安全な運転が確保されていないと認めたので、道路交通法第 74 条の 3 第 8 項の規定に基づき、是正のために必要な措置をとるべきことを命じます。

理 由	
是 正 の た め に 必 要 な 措 置	

## 附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則第13条の規定により交付されている別記様式第14の命令書は、この規則による改正後の埼玉県道路交通法施行細則第13条の規定により交付された別記様式第13の2の命令書とみなす。